

知事公館活用事業の事業実施候補者の選定結果について

宮城県知事公館について、賓客接遇等の公務利用が減少し、老朽化に伴う維持管理費が増大していることなどから、用途廃止後の知事公館の土地や建物などを県から借り受け、その特色を生かし、応募者自らが集客施設等として活用する企画提案を、今年3月から募集しておりました。

この度、当該公募で提案いただいた内容を、庁外有識者を含む事業実施候補者選定委員会において審査し、事業者実施候補者を選定いたしましたので、お知らせいたします。

1 宮城県知事公館の有効活用方針

宮城県知事公館としての役割を終了し、より多くの県民等に利用していただくため、建物や庭園等の特色を生かした集客施設等として、民間資本の導入による活用を目指す。

2 対象施設の概要

所在地： 仙台市青葉区広瀬町176番（地番）

土地面積： 4,753.14 m²

建物： 本館（472.99 m²）・管理人宿舎（80.53 m²）

その他： 貸付けは、正門（県指定有形文化財）等の敷地内工作物を含む。

3 公募の主な条件等

貸付期間	10年から30年間
貸付料	月額100万円（税抜）以上
本館	改修可能（外装改修は最低限とすること） 建築基準法適合調査と耐震診断を実施し必要な安全対策を行うこと。
正門	現状変更不可
管理人宿舎	改修・解体可能
その他工作物	改修・解体可能
新たな建物	建築可能
その他	改修等の成果は原則として選定事業者の帰属とする。

【審査項目】

- (1) 建物や正門、庭園の特色を生かし多くの方が利用可能な計画
- (2) 地域の活性化等に貢献する計画
- (3) 近隣住民等に配慮し、施設が適切に管理、保存される計画
- (4) 実施主体の事業実績や経営状況 等

4 事業実施候補者

株式会社ノバレーゼ（東京都中央区銀座一丁目8番14号）

5 採択した提案の概要

提 案 内 容	【事業コンセプト】 「県民への開放」、「歴史の発信」、「にぎわいの創出」 【事業内容等】 レストラン・カフェ、MICE イベント、結婚式、各種パーティ等 歴史を学べる展示、建物の夜間ライトアップ 等
貸 付 期 間	30年間
貸 付 料	月額100万円（税抜）

6 今後の進め方（予定）

令和7年8月～	基本協定の締結
	選定事業者による建物の状況等調査・改修設計 ※知事公館は建築基準法施行前に建てられた建物であるため、調査の結果、想定以上の耐震改修費用がかかる場合、提案が取り下げとなる可能性があります。
	知事公館の用途を廃止
	賃貸借契約の締結
令和9年1月	改修等工事開始（貸付開始）
令和9年9月	事業開始

県民への開放

- ・ 定休日を除いて、通年開放します。
- ・ 庭園を含めて施設全体でレストラン・カフェが楽しめます。
- ・ イベント会場やギャラリーとして多くの人が利用可能な開かれた施設にします。

歴史の発信

- ・ 施設内に歴史を学べる展示を設けます。
- ・ 建物の夜のライトアップやweb・SNSによるPRなど、歴史名所として活性化を図ります。
- ・ 歴史小冊子を作成し、来館者に配布します。

にぎわいの創出

- ・ レストラン・カフェのほか、MICE イベントや結婚式、各種パーティなどを行います。
- ・ 新設するミュージックホールで、音楽発表会などのイベントを開催可能です。
- ・ 季節に応じたイベントを開催します。



施設整備計画 配置計画

配置計画図



既存棟（旧知事公館）

- ・貴重な歴史的建造物である施設の外装はそのままに、内装は既存の間取りを最大限残し、施設の持つ歴史にふさわしい内装意匠空間に改修します。
- ・カフェラウンジ（着席40名、立席60名程度）のほか、個室、控室、着替室、クローク、パントリー、歴史展示スペース等を設けます。



新築棟①②

【新築棟①】

○イベントホール（1階）（着席100名、立席200程度）

- ・東・南方向を全面ガラスとし、西側にも小さなガラス面を設け、各方向の景観を望む開放的な空間とします。
- ・天井部は広瀬川をオマージュしたような水面に波紋が広がるような優美な意匠とします。



○ミュージックホール（2階）（着席80名、立席150程度）

- ・壁面3方面と屋根面をガラスとし、正面には広瀬川を望む開放的な空間とします。
- ・屋根のガラス面には水を流し、清涼感のある演出を行います。



【新築棟②】

- ・厨房等バックヤード機能の建物として設置します。